

静岡県青少年育成会議「青少年団体等の顕彰」実施要綱

制定	昭和46年4月1日
改正	平成13年7月19日
改正	平成18年7月13日
改正	平成20年3月6日
改正	平成29年4月18日

1 趣旨

次代を担う青少年が健康で心豊かに育つことは、すべての県民の願いである。そこで、日ごろ地域で地道に優れた活動を展開し、明るく住みよい地域づくりに貢献している青少年団体・個人及び青少年指導者団体・青少年指導者を顕彰し、その活動を奨励するとともに、広く一般に紹介することにより本県青少年の健全育成に資する。

2 主催

静岡県青少年育成会議

3 表彰対象

活動の内容が公共性に富み、顕著な功績があるもので、次の(1)～(4)に掲げるそれぞれの部門の基準を満たす団体及び個人を表彰対象とする。

(1) 青少年の部

以下の基準をすべて満たす者。

- ア 静岡県内に居住し、30歳未満（推薦締切日現在）である。
- イ 過去に同一部門の表彰を受けたことがない。
- ウ 別表の「青少年の部」のいずれかに該当する活動に、2年以上継続して取り組み、率先して実践するなど他の模範となっている。

(2) 青少年団体の部

以下の基準をすべて満たす団体。

- ア 静岡県内に所在する団体で、構成員の半数以上の者が30才未満（推薦締切日現在）である。
- イ 過去に同一部門の表彰を受けたことがない、又は、過去に同一部門の表彰を受けた日から10年を経過（推薦締切日現在）している。
- ウ 別表の「青少年団体の部」のいずれかに該当する活動に、2年以上継続して取り組んでいる。

(3) 青少年指導者の部

以下の基準をすべて満たす者。

- ア 静岡県内に居住している。
- イ 過去に同一部門の表彰を受けたことがない。
- ウ 別表の「青少年指導者の部」のいずれかに該当する活動に、5年以上継続して取り組み、率先して実践するなど他の模範となっている。

(4) 青少年指導者団体の部

以下の基準をすべて満たす団体。

- ア 静岡県内に所在する団体で、静岡県内で活動している。
- イ 過去に同一部門の表彰を受けたことがない、又は、過去に同一部門の表彰を受けた日から10年を経過（推薦締切日現在）している。
- ウ 別表の「青少年指導者団体の部」のいずれかに該当する活動に、5年以上継続して取り組んでいる。

4 推薦方法

静岡県青少年育成会議の参加団体の長・県庁内関係各課（室）長・各市町教育委員会教育長・国公立学校の長及び私立学校等の長は、静岡県青少年育成会議事務局（静岡県教育委員会社会教育課内）に候補についての別に定める推薦書を提出する。

5 選考、発表及び表彰

(1) 選考

静岡県青少年育成会議事務局内に選考委員会を構成し、選考を行う。

(2) 発表

選考の結果は、推薦者を通じて被推薦団体、被推薦者に通知する。

(3) 表彰

表彰は、原則として「子供・若者育成支援強調月間静岡県大会」の席上で行う。

6 その他

(1) 表彰数の限度は設けない。

(2) この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

別表

部門	活動内容
青少年の部	<ul style="list-style-type: none">・ 青少年のボランティア活動等の社会参加活動・ 児童、高齢者、障害者福祉等、地域の福祉向上の活動・ 地域の環境浄化・美化等、明るく住みよい地域づくりの活動・ 伝統文化の継承や振興、新しい地域文化の創造等、地域文化向上の活動
青少年団体の部	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民のふれあい（まつり、スポーツ、レクリエーション等）、地域連帯づくりの活動・ 国際的な協力活動、国際理解を深めるための活動・ その他、新たな地域課題に取り組み、特に成果をあげている活動
青少年指導者の部	<ul style="list-style-type: none">・ 青少年団体の組織づくりとその育成指導に貢献し、特に成果をあげている活動
青少年指導者団体の部	<ul style="list-style-type: none">・ 青少年の保護・育成・指導等に貢献し、特に成果をあげている活動